

昭和四十三年政令第四百十三号

金融機関の合併及び転換に関する法律施行令

内閣は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第九條第一項、第十八條及び第二十二條第三項（これらの規定を同法第二十四條第一項において準用する場合を含む。）、第十五條第二項、第二十六條第三項並びに第三十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「金融機関」、「普通銀行」、「長期信用銀行」、「銀行」、「協同組織金融機関」、「吸収合併消滅金融機関」、「吸収合併消滅金融機関」、「新設合併消滅金融機関」、「新設合併消滅金融機関」、「新設合併消滅金融機関」、「消滅金融機関」、「消滅金融機関」、「転換後金融機関」、「総会」、「会員等」、「吸収合併存続銀行」、「吸収合併存続協同組織金融機関」、「新設合併設立協同組織金融機関」、「消滅銀行」又は「消滅協同組織金融機関」とは、それぞれ金融機関の合併及び転換に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第十項まで、第九條第一項第一号、第十七條第一項第一号、第十九條第一項第一号、第二十一條第一項又は第三十四條第一項に規定する金融機関、普通銀行、長期信用銀行、銀行、協同組織金融機関、吸収合併、吸収合併消滅金融機関、吸収合併存続金融機関、新設合併、新設合併消滅金融機関、新設合併消滅金融機関、消滅金融機関、転換、転換後金融機関、総会、会員等、吸収合併存続銀行、吸収合併存続協同組織金融機関、新設合併設立協同組織金融機関、消滅銀行又は消滅協同組織金融機関をいう。

（合併又は転換の認可申請）

第二条 金融機関は、法第五条第一項の規定による合併又は転換の認可を受けようとするときは、合併認可申請書又は転換認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融庁長官（同条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

（業務の継続の特例に係る承認の申請）

第三条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面
二 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面
三 法第六条第三項に規定する契約の内容及び合併の日における当該契約の総額を記載した書面

四 その他内閣府令で定める書類
2 法第六条第三項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、同条第四項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面
二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面
三 その他内閣府令で定める書類

3 第一項の規定は転換後金融機関が法第六条第五項において準用する同条第三項の承認を受けようとする場合について、前項の規定は同条第五項において準用する同条第四項の規定による同条第五項において準用する同条第三項に規定する計画の変更の承認を受けようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第三号中「合併」とあるのは、「転換」と読み替えるものとする。

（合併の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）
第四条 法第七条、第二十六條第二項（法第三十一條及び第五十八條において準用する場合を含む。）又は第三十八條第二項（法第四十三條及び第六十三條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（特定社債の発行等の認可申請）
第五条 普通銀行は、法第八条第一項（法第五十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債の発行の認可を受けようとするときは、認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

（新株の割当てを受けることができない者）
第六条 法第十条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 吸収合併消滅協同組織金融機関（法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）である信用金庫が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第十六條第一項後段（自由脱退）の規定によりその持分を譲り受けることとなる会員
二 吸収合併消滅協同組織金融機関である労働金庫が労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十六條後段（任意脱退）の規定によりその持分を譲り受けることとなる会員
三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十八條第一項（自由脱退）の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関である信用協同組合から脱退することとなる組合員

（総代以外の会員等に対する通知）
第七条 信用金庫、労働金庫又は信用協同組合が法第三十五條第一項（法第六十三條において準用する場合を含む。）又は第四十一條第一項に規定する承認を総代会の決議によつて受けようとする場合には、その会日の二週間前までに、総代以外の会員等に対して、当該総代会の日時、会議の目的たる事項及び合併契約又は転換計画の要領を通知しなければならない。

（転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有することとなつた場合について準用する法の規定の読替え）
第八条 法第六条第五項において転換後金融機関がその事業に関する契約又は権利義務を転換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（種類株主總會について準用する法の規定の読替え）
第十条 法第二十二條第五項において同条第四項の種類株主總會について同条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
第十一条 法第二十四條第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五條第五項及び第八項並びに第七百八十六條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（普通銀行が発行する特定社債について準用する長期信用銀行法の規定の読替え）
第九条 法第八条第二項において同条第一項の規定により普通銀行が発行する特定社債について

読み替える法の読み替えられる字句	読み替へる字句
第六條第一項 承継の日	転換がその効力を生ずる日

読み替へる長期読み替へる字句	読み替へる字句
第九條第一項 前条	金融機関の合併及び転換に関する法律第八條第一項
（種類株主總會について準用する法の規定の読替え）	
第十條 法第二十二條第五項において同条第四項の種類株主總會について同条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替へる法の規定	読み替へる字句
第二十二條第二項	前項
第二十二條第三項（第三号を除く。）	第四項
第二十二條第三項（第三号を除く。）	次項
（株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）	
第十一條 法第二十四條第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五條第五項及び第八項並びに第七百八十六條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替へる読み替へる字句	読み替へる字句
第七百八十一條第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四條第一項
第七百八十一條第一項	同法第二十一條第一項の吸収合併がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十八條吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一條第一項の吸収合併

読み替える信読み替えられる読み替える字句
 用金庫法の規字句
 第四十九條第金庫の解散、合併金庫が消滅協同
 六項 又は事業の全部の組織金融機関とな
 なる合併

2 法第三十五條第四項において労働金庫が消滅
 協同組織金融機関である場合について労働金庫
 法第五十五條第六項の規定を準用する場合にお
 ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表の
 とおりとする。

読み替える読み替えられる字句
 労働金庫法 読み替える字
 句
 第五十五條第五十三條第二号(解労働金庫が消
 第六項 散又は合併)又は第四減協同組織金
 号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項 合併

3 法第三十五條第五項において信用協同組合が
 消滅協同組織金融機関である場合について中小
 企業等協同組合法第五十五條の二第一項及び第
 二項の規定を準用する場合におけるこれらの規
 定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす
 る。

読み替える中読み替えられる読み替える字句 小企業等協同字句 組合法の規定	第五十五條の 二第一項	共済事業を行う 組合又は信用協 同組合若しくは 第九條の九第一 項第一号の事業 を行う協同組合 連合会	信用協同組合 の合併
読み替える信読み替えられる読み替える字句 用金庫法の規字句	第五十五條の 二第二項	当該信用協同組 合が消滅協同組 織金融機関とな る合併	信用協同組合 の合併

(消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べ
 する場合について準用する法等の規定の読替え)
 第十六條 法第三十八條第四項において同条第一
 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定
 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす
 る。

読み替える法の読み替えられ読み替える字句 規字句	第二十六條第四 項第二号	第三十八條第二 項第二号
読み替える読み替えられる字句	第二十一條第三 項第四号	第三十四條第一 項第四号
読み替える読み替えられる字句	第二十六條第五 項第四号	第三十八條第二 項第四号

第十七條 法第四十一條第二項において同条第一
 項の場合について法第三十五條第二項の規定を
 準用する場合における当該規定に係る技術的読
 替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規読み替えられ読み替える字句 定字句	第三十五條第二 項前項	第四十一條第一 項
------------------------------	----------------	--------------

2 法第四十一條第二項において同条第一項の場
 合において法第三十五條第三項の規定を準用す
 る場合における同項において準用する信用金庫
 法第四十九條第六項の規定に係る技術的読替え
 は、次の表のとおりとする。

読み替える信読み替えられる読み替える字句 用金庫法の規字句	第四十九條第 六項	併又は事業の全 統協同組織金融 機関となる吸収 合併	第四十九條第 六項
----------------------------------	--------------	-------------------------------------	--------------

第五十五條第五十三條第二号労働金庫が吸収
 第六項 (解散又は合併)又は合併存続協同組
 織金融機関とな
 第四十九條(事業の全部の組織金融機関とな
 第三十八條第四項の譲渡)に掲げる事る吸収合併

4 法第四十一條第二項において同条第一項の場
 合において法第三十五條第五項の規定を準用す
 る場合における同項において準用する中小企業
 等協同組合法第五十五條の二第一項及び第二
 項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり
 とする。

読み替える中読み替えられる読み替える字句
小企業等協同字句
組合法の規定
 第五十五條の 二第一項 | 共済事業を行う 組合又は信用協 同組合若しくは 第九條の九第一 項第一号の事業 を行う協同組合 連合会 | 信用協同組合 の合併 |

第五十五條の
二第二項
 当該信用協同組 合が吸収合併存続 協同組織金融機 関となる吸収合 併 | 信用協同組合 の合併 |

(吸収合併存続協同組織金融機関の手續につい
 て準用する法等の規定の読替え)
 第十八條 法第四十三條において吸収合併存続協
 同組織金融機関について法第三十七條第一項
 (第一号を除く)、第三十七條第一項及び第二
 項並びに第三十八條第一項及び第二項(第二
 号を除く)の規定を準用する場合におけるこ
 れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと
 おりとする。

読み替える読み替えられ読み替える字句 法の規定	第三十六條効力 発生日等第四十 條第一項の吸収 第一項(前条第一 項合併がその効 力を生ずる日等 の決議を総代 表者及び行項の 決議を総代会にお	読み替える読み替 えられ読み替える 字句	第三十七條効力 発生日等第四十 條第一項の吸収 第一項(前条第一 項合併がその効 力を生ずる日等 の決議を総代 表者及び行項の 決議を総代会にお
----------------------------	--	----------------------------	--

二号を除く場合にあつては、その会は、その会日と当該
 日と効力発生日とが異なる日と当該日との
 日等のいずれか早い日と当該日とのいずれか
 早い日とする。
 第三十四條第四十條第一項の吸収
 第一項の合併

第三十七條効力発生日等
 第四十條第一項の吸収
 第一項
 第三十七條第三十四條第
 四十四條第一項の吸収
 第一項第一号の合併
 第三十七條効力発生日等
 第四十條第一項の吸収
 第二項
 第三十七條効力発生日等
 第四十條第一項の吸収
 第三十八條第三十四條第
 四十四條第一項の吸収
 第一項及び第一号の合併
 第三十八條第二号イ
 金融機関をいう。第三
 十八條第二号イ
 において同じ。

2 法第四十三條において吸収合併存続協同組織
 金融機関について法第三十八條第四項の規定を
 準用する場合における同項において準用する法
 第二十六條第四項及び第五項の規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える読み替 えられ読み替える 字句	第四十三條 第二号イ	読み替える読み替 えられ読み替える 字句	第四十三條 第二号イ
読み替える読み替 えられ読み替える 字句	第四十六條 第二号イ	読み替える読み替 えられ読み替える 字句	第四十六條 第二号イ

読み替える会社読み替える字句 法の規定	読み替える字句 第九百四十条第三項（第三号に係る部分に限る。）	この金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三條第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）	第九百四十条前二項第一項第三項	（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読替え） 第二十三条 法第五十五条第四項において同条第一項に規定する場合において法第八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句 読み替える字句	第八條第九項 金融機関の成立の日	（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え） 第二十四条 法第五十六条第四項において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法読み替えられる字句 読み替える字句 第五十六條前項に規定する場 合において 通銀行の株主に金銭を交付する場合において	第五十六條第二項各号
第五十六條第一項に規定する第一項第六号第三項 場合には、同項第五号口 読み替える字句	読み替える字句 第九百四十条第三項（第三号に係る部分に限る。）	この金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三條第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）	第九百四十条前二項第一項第三項	（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読替え） 第二十三条 法第五十五条第四項において同条第一項に規定する場合において法第八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句 読み替える字句	第八條第九項 金融機関の成立の日	（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え） 第二十四条 法第五十六条第四項において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法読み替えられる字句 読み替える字句 第五十六條前項に規定する場 合において 通銀行の株主に金銭を交付する場合において	第五十六條第二項各号
読み替える会社読み替える字句 法の規定	読み替える字句 第九百四十条第三項（第三号に係る部分に限る。）	この金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三條第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）	第九百四十条前二項第一項第三項	（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読替え） 第二十三条 法第五十五条第四項において同条第一項に規定する場合において法第八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句 読み替える字句	第八條第九項 金融機関の成立の日	（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え） 第二十四条 法第五十六条第四項において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法読み替えられる字句 読み替える字句 第五十六條前項に規定する場 合において 通銀行の株主に金銭を交付する場合において	第五十六條第二項各号
読み替える会社読み替える字句 法の規定	読み替える字句 第九百四十条第三項（第三号に係る部分に限る。）	この金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三條第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）	第九百四十条前二項第一項第三項	（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読替え） 第二十三条 法第五十五条第四項において同条第一項に規定する場合において法第八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句 読み替える字句	第八條第九項 金融機関の成立の日	（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え） 第二十四条 法第五十六条第四項において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法読み替えられる字句 読み替える字句 第五十六條前項に規定する場 合において 通銀行の株主に金銭を交付する場合において	第五十六條第二項各号

<p>(他の種類の協同組織金融機関となる協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え)</p> <p>第二十七条 法第六十一条第三項において同条第一項第八号に掲げる事項について同条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法の読み替えられる字句</p> <p>規定</p> <p>第六十一条第二項同項第六号</p> <p>前項第八号</p> <p>転換後協同組織金融機関の出資</p> <p>協同組織金融機関の出資</p>	<p>(転換をする協同組織金融機関について準用する法等の規定の読替え)</p> <p>第二十八条 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第三十四条第一項</p> <p>第六十三条において準用する次条第一項</p> <p>第三十四条第三十六号</p> <p>第六十三条において準用する第三十六号第一項</p> <p>第三十四条第三十八号</p> <p>第六十三条において準用する第三十八号第二項</p>	<p>2 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する信用金庫法第四十九条第六項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える信用金庫法読み替えられる字句</p> <p>庫法の規定</p> <p>第四十九条第六項</p> <p>解散、合併又は事業転換</p> <p>の全部の譲渡</p>	<p>3 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する労働金庫法第五十五条第六項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える労働読み替えられる字句</p> <p>勤金庫法の規定</p> <p>第五十五条第五十三号第二号(解散又は転換は合併)又は第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項</p>	<p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>読み替える中小企業読み替える字句</p> <p>業等協同組合法の規定</p> <p>第五十五条の二第二項</p> <p>共同組合</p> <p>又は信用協同組合若共同組合</p> <p>しくは第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会</p> <p>合併等</p>	<p>第五十五条の二第二項</p> <p>前項に規定する組合</p> <p>信用協同組合</p> <p>転換</p> <p>合併等</p>	<p>読み替える読み替えらるる字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>第二十六条第二項第四号</p> <p>第六十三条において準用する第三十八号第二項第四号</p> <p>第二十一条第五十九号第一項又は第一項の合六十一号第一項の転換</p>	<p>6 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十九条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える法の読み替えらるる字句</p> <p>規定</p> <p>第三十九条第二項及び第十八号</p> <p>第三項</p> <p>法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第四十四条第三項を準用する場合における同項において準用する法第三十四条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>(転換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第二十九条 法第六十五条第二項において転換をする普通銀行について会社法第二百九十九条第二項(第三号に係る部分に限る。)及び第二百九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p>	<p>第二百九十九条第七十四号</p> <p>金融機関の合併及び第二項第三号第一項第一及び第二項第一号に規定する法律第五十六号第一項第三号</p> <p>第二項第二項組織変更後特項第一号に規定する第三号</p> <p>分会社</p> <p>転換後信用金庫</p>	<p>読み替える読み替えらるる字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>3 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九号第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九十九条第一項又は第二百九</p>
<p>十三号第一項の規定による公告をする場合に於いて同法第九百四十号第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社法読み替えらるる字句</p>	<p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>(転換をする協同組織金融機関の合併及び転換に関する法律第六十六条第二項において準用する第二百九十九条第一項又は第二百九十三</p> <p>第九百四十号第三項</p> <p>第三項</p> <p>第九百四十号第三項</p> <p>第九百四十号第三項</p>	<p>第九百四十号第三項</p> <p>第九百四十号第三項</p> <p>第九百四十号第三項</p> <p>第九百四十号第三項</p>	<p>読み替える会社読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p> <p>読み替える会社読み替えらるる字句</p>	<p>(転換をする協同組織金融機関の手続について準用する法等の規定の読替え)</p> <p>第三十条 法第六十七条において転換について法第四十八条、第四十九号第一項及び第二項並びに第五十条の規定を準用する場合におけるこれ</p>

らの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法読み替えられ読み替える字句の規定	読み替える法読み替えられ読み替える字句の規定	読み替える法読み替えられ読み替える字句の規定	読み替える法読み替えられ読み替える字句の規定
第四十八條及び消滅金融機関	第四十八條及び消滅金融機関	第四十八條及び消滅金融機関	第四十八條及び消滅金融機関
第四十九條	第四十九條	第四十九條	第四十九條
第一項	第一項	第一項	第一項
第四十九條第消滅銀行	第四十九條第消滅銀行	第四十九條第消滅銀行	第四十九條第消滅銀行
第二項	第二項	第二項	第二項
第五十條	第五十條	第五十條	第五十條
第三條第一項第四條第二項から第六項まで	第三條第一項第四條第二項から第六項まで	第三條第一項第四條第二項から第六項まで	第三條第一項第四條第二項から第六項まで
2 法第六十七條において轉換について法第五十條の規定を準用する場合における同条において準用する会社法第二百三十四條第一項(各号を除く)、第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	2 法第六十七條において轉換について法第五十條の規定を準用する場合における同条において準用する会社法第二百三十四條第一項(各号を除く)、第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	2 法第六十七條において轉換について法第五十條の規定を準用する場合における同条において準用する会社法第二百三十四條第一項(各号を除く)、第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	2 法第六十七條において轉換について法第五十條の規定を準用する場合における同条において準用する会社法第二百三十四條第一項(各号を除く)、第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

数の株式を競売し	競売により得られた金銭	前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については、市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については、裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない	前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については、市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については、裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてなければならない
持分を轉換後協同組織金融機関の会員等となる資格を有する者に譲り渡し	譲渡により得られた金銭	譲り渡す持分	譲り渡す持分
第二十三條	第二十三條	第二十三條	第二十三條
第四項	第四項	第四項	第四項
買取り	買取り	買取り	買取り
第二十三條	第二十三條	第二十三條	第二十三條
第一項	第一項	第一項	第一項
買取り	買取り	買取り	買取り
第二十三條	第二十三條	第二十三條	第二十三條
第四項	第四項	第四項	第四項
買取り	買取り	買取り	買取り
第二十三條	第二十三條	第二十三條	第二十三條
第一項	第一項	第一項	第一項
買取り	買取り	買取り	買取り

2 前項の規定は、法第六十三條において準用する法第三十四條第四項の規定による公告について準用する。

第三十二條 法第五十二條第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 金融庁長官(法第五條第七項に規定する場合)にあっては、金融庁長官及び厚生労働大臣の認可書又はその認証がある謄本

二 吸収合併契約書

三 法第二十九條第一項及び第三項又は第四項第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面(法第三十條第一項本文又は第四十二條第一項に規定する場合にあっては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面(監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九條の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面、指名委員会等設置会社において同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面)及び当該場合に該当することを証する書面(法第三十條第二項又は第四十二條第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあっては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む)

四 法第三十一條において準用する法第二十六條第二項(第二号を除く)又は法第四十三條において準用する法第三十八條第二項(第三号を除く)の規定による公告及び権告(法第三十一條において準用する法第二十六條第三項又は法第四十三條において準用する法第三十八條第三項の規定による公告を官報のほか銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十七條各号、労働金庫法第九十一條の四の四第一項各号、労働金庫法第九十一條の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十條第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつた場合)にあっては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し

し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、資本金の額が法第五十條の規定に従つて計上されたことを証する書面

六 吸収合併存続金融機関が協同組織金融機関であるときは、出資の総口数及び総額(信用協同組合にあっては、払込済出資総額。次項第五号及び第三十五條第一項第九号において同じ。)の変更を証する書面

七 吸収合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

八 吸収合併消滅金融機関において法第二十二條第一項、第四項及び第六項又は第三十五條第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

九 吸収合併消滅金融機関において法第二十六條第二項(第二号を除く)又は第三十八條第二項(第二号を除く)の規定による公告及び権告(法第二十六條第三項又は第三十八條第三項の規定による公告を官報のほか銀行法第五十七條各号、労働金庫法第九十一條の四の四第一項各号、労働金庫法第九十一條の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十條第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつた場合)にあっては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社(会社法第一百七十七條第七項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行して

いるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

2 法第五十二條第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる書面
- 二 新設合併契約書
- 三 定款
- 四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面
 - イ 商業登記法（昭和三十一年法律第二百二十五号）第四十七條第二項第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書面
 - ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代取締役、設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては設立時取締役、設立時委員、設立時執行役員及び設立時代執行役員が就任を承諾したことを証する書面
 - ハ 資本金の額が法第五十條の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 五 新設合併設立金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面
- 六 新設合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
- 七 新設合併消滅金融機関において法第二十二條第一項、第四項及び第六項又は第三十五條第一項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面
- 八 新設合併消滅金融機関において法第二十六條第二項（第二号イを除く。）又は第三十八條第二項（第二号イを除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六條第三項又は第三十八條第三項の規定による公告を官報のほか銀行法第五十七條各号、信用金庫法第八十七

条の四第一項各号、労働金庫法第九十一條の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三條第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に對し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設合併消滅金融機関が銀行である場合に於いて、当該銀行が株券発行会社であるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百九十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十 新設合併消滅金融機関が銀行である場合に於いて、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

3 商業登記法第十八條（申請書の添付書面）並びに第四十六條第三項から第五項まで（添付書面の通則）の規定は、前二項の登記の申請に於いて準用する。

（株式の差押えの通知）

第三十三條 滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）を執行する機関がする法第四十九條第二項（法第六十七條において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 滞納処分による差押えがされている株式に係る株主の氏名（法人にあっては、名称）及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）
- 二 滞納処分による差押えに係る国税及びその滞納処分費又は地方税その他の徴収金の年度、種類、納付の期限及び金額
- 三 差押えに係る株式の種類及び数
- 四 差押年月日
- 五 第一号の者につき合併又は転換により交付すべき金銭がある場合においては、その金銭の交付を禁ずる旨及び滞納処分を執行する機関に對しその金銭の交付をすべき旨

（転換計画の記載事項）

第三十四條 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画に転換がその効力を生ずる日を定めなければならない。

（転換の登記申請書の添付書面）

第三十五條 法第六十四條第一項の規定により転換後金融機関についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 金融庁長官（法第五條第七項に規定する場合に於いては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本
- 二 転換計画書
- 三 定款
- 四 法第五十五條第二項、第五十八條において準用する法第二十二條第一項及び第六項又は第六十三條において準用する法第三十五條第一項の規定による転換計画の承認その他の手続があつたことを証する書面
- 五 法第五十八條において準用する法第二十六條第二項（第二号イ及びロを除く。）又は法第六十三條において準用する法第三十八條第二項（第二号イ及びロを除く。）の規定による公告及び催告（法第五十八條において準用する法第二十六條第三項又は法第六十三條において準用する法第三十八條第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七條各号、信用金庫法第八十七條の四第一項各号、労働金庫法第九十一條の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三條第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合に於いては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該転換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 転換をする金融機関が株券発行会社であるときは、法第六十五條第二項において準用する会社法第二百九十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 七 転換をする金融機関が新株予約権を発行しているときは、法第六十五條第二項において準用する会社法第二百九十三條第一項の規定

による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 転換後金融機関が普通銀行であるときは、次に掲げる書面

- イ 転換後金融機関の取締役（転換後金融機関が監査役設置会社である場合に於いては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面
- ロ 転換後金融機関の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面
- （1） 就任を承諾したことを証する書面
- （2） これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
- （3） これらの者が法人でないときは、会計参与に於いては会社法第三百三十三條第一項に規定する者であること、会計監査人に於いては同法第三百三十七條第一項に規定する者であることを証する書面
- ハ 株主名簿管理人を置いたときは、その者の契約を証する書面

九 転換後金融機関が協同組織金融機関であるときは、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

商業登記法第十八條（申請書の添付書面）及び第四十六條第三項（添付書面の通則）の規定は、前項の登記の申請に於いて準用する。

（財務局長等の権限の委任）

第三十六條 法第六十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第三條第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於いては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 法第五條第四項の規定による認可
- 二 法第五條第四項の規定による前号に掲げる認可の条件の付加
- 三 法第六條第三項及び第四項並びに第六十八條第三項の規定による承認

四 法第六十八條第一項の規定による届出の受理

五 第二条の規定による合併認可申請書の受理並びに第三条第一項及び第二項の規定による承認申請書の受理

2 法第六十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第五十一條の第二項(法第六十七條において準用する場合を含む。)の規定による書類の受理は、法第五十一條の第二項(法第六十七條において準用する場合を含む。)の規定により法第五十一條の第二項各号(法第六十七條において準用する場合を含む。)に掲げる許可を受けたものとみなされる者の主たる営業所又は事務所(次項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 法第六十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、法第五十一條の第三項(法第六十七條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により法第五十一條の第三項の表の下欄に掲げる登録を受けたものとみなされる者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第五十一條の第三項(法第六十七條において準用する場合を含む。)において準用する法第五十一條の第二項の規定による書類の受理
二 法第五十一條の第三項(法第六十七條において準用する場合を含む。)の規定による登録

附則 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十六年三月二〇日政令第二九号)

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前に北九州財務局長又は南九州財務局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長がした処分等とみなす。

令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長がした処分等とみなす。

第三条 改正法の施行前に北九州財務局長又は南九州財務局長に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長に対してした申請等とみなす。

1 この政令は、銀行法の施行の日(昭和五十七年四月一日)から施行する。
附則 (昭和五十七年九月二八日政令第二七〇号)
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附則 (昭和五十九年九月二二日政令第二七三〇号)
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 (平成三年三月二五日政令第四八号) 抄
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
附則 (平成五年三月三日政令第二九号) 抄
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。
附則 (平成九年九月一九日政令第二八八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)
この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年一月二〇日政令第三六九号) 抄
この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一〇年二月一五日政令第三九三三号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一一年九月二九日政令第三〇一〇号) 抄
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一一年十月一日)から施行する。

附則 (平成一一年一〇月二七日政令第三三五五号)
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年六月七日政令第二四四〇号) 抄
この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四〇号) 抄
この政令は、平成一二年六月七日から施行する。
附則 (平成一二年六月七日政令第三〇三三〇号) 抄
この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成一三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年九月二一日政令第三一一二号) 抄
この政令は、平成一三年九月二一日から施行する。
附則 (平成一四年三月二〇日政令第五〇九号) 抄
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年三月二八日政令第一一七号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一六年九月八日政令第二六六号) 抄
この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の一部の施行の日(平成一六年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年二月一八日政令第二四四〇号) 抄
この政令は、不動産登記法の施行の日(平成一七年三月七日)から施行する。
附則 (平成一八年四月一九日政令第一七四〇号)
この政令は、会社法の施行の日(平成一八年五月一日)から施行する。

附則 (平成一九年一月二二日政令第八〇号)
この政令は、平成一九年四月一日から施行する。
附則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄
この政令は、平成一九年七月一三日から施行する。

附則 (平成二七年一月二八日政令第二三三〇号)
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年五月一日)から施行する。
附則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

附則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。